

多摩都市モノレール八王子ルート検討会議設置要綱

令和 6 年 1 月 10 日 施行

令和 6 年 3 月 27 日 改正

(目的)

第 1 条 交通政策審議会諮問第 198 号に対する答申（平成 28 年 4 月）を踏まえ、八王子ルートを実現する課題解決に向けて、需要を高める沿線まちづくりと事業性を高めるルートを検討していくため、多摩都市モノレール八王子ルート検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は第 1 条の目的を達成するため、次の事項について取り扱う。

- (1) 需要を高める沿線まちづくり検討
- (2) 事業性を高めるルート検討
- (3) その他必要な事項

(委員の構成)

第 3 条 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第 4 条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は検討会議を代表し、会務を統括する。

(検討会議)

第 5 条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させることができる。
- 3 検討会議は、非公開とする。

(事務局)

第 6 条 検討会議の事務局は、八王子市都市計画部交通企画課とする。

(守秘義務)

第 7 条 別表に掲げる者並びに第 5 条第 2 項に規定する委員以外の者は、検討会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。

別表

(敬称略・順不同)

座長	東京都立大学 大学院 都市環境科学研究科 建築学域 教授	吉川 徹
委員	早稲田大学 理工学術院 教授	森本 章倫
委員	東京都立大学 大学院 都市環境科学研究科 都市政策科学域 教授	朝日 ちさと
委員	八王子市 都市計画部長	
オブザーバー	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設企画室長	
オブザーバー	国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課長	
オブザーバー	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	
オブザーバー	多摩都市モノレール株式会社 延伸推進室課長	
オブザーバー	多摩市 都市整備部 都市計画課長	
オブザーバー	多摩市 都市整備部 交通対策担当課長	